

8年度発中畜第2052号

令和8年8月14日

1 事業の趣旨

近年、地球温暖化が進行しており、我が国においても1日の最高気温が35℃以上である猛暑日が年々増加し、乳用牛について夏季の採食量・乳量低下や不受胎を誘引するなど、暑熱対策が喫緊の課題である。

今後の温暖化を考えれば、スポットクーラー等の普及が拡大する可能性があるものの、既存の送風扇等より効果があるのか、また、光熱動力費が高騰している中でいかに夏季の電気料金の掛かり増し負担を抑えながら生産性を確保できるかが重要である。

このため、公益社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という。）では、地方競馬全国協会の補助を受けて、軽量かつ柔軟な次世代型太陽電池を活用し、スポットクーラーの設置による暑熱対策のモデル実証を行う取り組みに対し、必要な経費を補助することとしている。

2 事業実施対象農家（以下「実証農家」という。）

事業実施対象農家は、次のとおりとする。

- (1) 乳用牛を飼養し、酪農を営む者を含む農業者（法人化しているものも含む。）
- (2) 個人経営及び法人経営にかかわらず、経営者は60歳未満であり、かつ概ね15歳以上の後継者が確保されていること。
- (3) 経産牛頭数規模が概ね所在県の平均以上の経営体であること。（補助設定は、おおむね平均規模程度の経営体での実施を想定）
- (4) 酪農生産に係る電気使用量・金額を3年間以上整理しており、そのデータの利用が可能と認めること。
- (5) 本事業は、検証事業であることから、次の項目について検証を行うこと。
（検証項目 ①設置個所別発電量、②風向・風力、③日照・照度、④太陽電池表面温度、⑤牛舎内温湿度）
- (6) 事業実施期間中は、検討委員等の現地調査・報告依頼を実施することを認めること。
- (7) その他考慮する要件
 - ① 畜産コンサルタントを受けている農家であること、又は収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を整理していること。
 - ② 牛群検定参加農家であること

3 モデル実証に実施について

(1) 補助の対象機械装置の範囲と補助率には次のとおりとする。

なお、令和8年度の事業計画では、実証農家は7経営体と決定している。

機械装置の区分	その費目	補助率及び上限額
次世代型太陽電池 (補改修工事費費用を含む)	・ペロブスカイト太陽電池 (フィルム型) ・有機薄膜太陽電池 ・色素増感太陽電池	1/2相当額を助成 補助の上限限度額を 1地区4,250千円とする。
高温対策機械器具 (補改修工事費費用を含む)	・スポットエアコン	1/2相当額を助成 補助の上限限度額を 1地区3,850千円とする。
蓄電器 (補改修工事費費用を含む)	(自家消費型)	1/2相当額を助成 補助の上限限度額を 1地区4,150千円とする。

注1：次世代型太陽電池の現時点での開発量産化の状況から、令和8年度においては、フレキシブル太陽電池も補助対象とするものとする。

注2：計画に当たっては、次世代型太陽電池、高温対策機械器具及び蓄電池をセットで導入を原則とする。

しかし、「令和8年度生乳暑熱対応推進緊急対策事業（ALIC 畜産業振興事業）」で暑熱対策資材・機械導入事業を実施した酪農家の場合は、次世代型太陽電池及び蓄電池をセットで導入を行うことが出来るものとする。

注3：次世代型太陽電池の発電能力は、高温対策機械器具の導入にともなう消費電力用であり、自家消費に限るものとする。

太陽電池発電設備は「自家用電気工作物」として電気事業法の規制を受け、国への手続き等が必要となるので、確認すること。

(参照)

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/files/jikayouannai.pdf

(2) 事業実施前に注意すべき点

- ① 国又は独立行政法人農畜産業振興機構の事業において補助金等の交付を受けている機械装置は、補助対象機械装置から対象外とする。
- ② 補助対象機械装置の選定に当たっては、過剰な投資とならないよう、畜舎及び飼養規模に即したものとする。
- ③ 補助対象機械装置の購入先の選定に当たっては、当該機械装置の希望小売価格を確認するとともに、三者以上（原則三者以上とするが、該当する機械装置を1者しか取り扱っていない場合を除く。）の業者から見積もりを提出させること等により、事

業費の低減に向けた取組を行うものとする。

- ④ 実証農家は、補助対象機械装置の性質に応じて、機械装置等製造業者等とのメンテナンス契約を締結する等、常に良好な状態で管理し、補助対象機械装置の導入による効率的な成果の発現に努めるものとする。
- ⑤ 補助対象機械装置は法定耐用年数（農業用設備 7 年間）以上利用するものとする。
- ⑥ 実証農家は、補助対象機械装置について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。
- ⑦ 機械装置の導入を希望する実証農家は、機械導入に係る資金計画について、金融機関等が発行する預金残高証明書又は融資証明書等により、支払い可能であることが確認されていること。

（３）事業期間中に注意すべき点

- ① 実証農家は、補助対象機械装置の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、補助対象機械装置の管理運営日誌又は利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。
- ② 実証農家は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を、中央畜産会に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額又は防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

また、中央畜産会は、必要がある場合は、現地調査を実施し、報告事項の確認を行うものとする。

（４）事業実施後に注意すべき点

- ① 実証農家は、補助対象機械装置について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、中央畜産会に報告するものとする。

中央畜産会は、当該報告を受けたときは、当該機械装置の被害状況を調査確認し、遅滞なく、調査の概要、対応措置等を付し、地方競馬全国協会理事長（以下「理事長」という。）に報告するものとする。

なお、中央畜産会が、当該機械装置の復旧が不可能であると判断した場合にあっては、承認基準の定めるところにより、理事長に報告を行い、その確認を受けるものとする。

- ② 実証農家は、事業により整備した補助対象機械装置について、その処分制限期間内に当初の補助目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、「地方競馬全国協会畜産振興事業補助実施要綱」（昭和 53 年 11 月 14 日 53 地全協畜第 1793 号）第 19 条に基づく財産処分として、当該機械装置を当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、「令和 8 年度畜産振興業補助実施細則」7 の別添 3 を踏まえ、中央畜産会の承認を得なければ

ならない。

この場合において、中央畜産会は、当該申請の内容を承認するときは、承認基準の定めるところにより、あらかじめ理事長の承認を得なければならない。

- ③ 実証農家は、補助対象機械装置について移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等（以下「増築等」という。）を当該機械装置の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、中央畜産会に届け出るものとする。

中央畜産会は、届出があった場合、当該増築等の必要性を検討するとともに、あらかじめ、理事長に届け出て、必要に応じその指示を受けるものとする。

- ④ 事業名等の表示

この事業により導入した機械装置及び整備した施設には、本事業の名称、事業実施年度、実証農家の名称等を表示するものとする。

4 事業の実施等

事業実施計画の作成等

- (1) 実証希望農家は、導入を希望する機械装置の規模、数量等について、真に必要なものにつき導入を行うよう事業実施計画（様式1）を作成し、中央畜産会に提出するものとする。
- (2) 中央畜産会は、提出のあった実施希望農家について、①事業実施対象農家要件、②牧場の概要、③酪農生産における消費電力量の推移、④導入希望の機械装置、④加入を予定している動産総合保険、⑤資金計画及び⑥事業実施体制の内容を確認の上、実証農家候補を決定するものとする。
- (3) 中央畜産会は、検討委員に相談の上、実証農家候補の現地調査を行い、実証農家として検証事業を行うことの内容と検証性を確認した結果を受けて、配分予定額を決定し、計画承認を実証農家及び道府県畜産協会に通知するものとする。

なお、検証に必要な計測機器については、検証項目及び設置個所等について、本調査結果をもって決定し、工事事業者に確認の上、設置することとしたいと考えている。

- (4) (1)で提出のあった事業実施計画に、配分額の1割以上の変更がある場合には、(1)から(2)までに準じて変更の承認を受けるものとする。

5 補助金の交付決定

(1) 実証農家の交付申請

実証農家は、電気事業法に基づく保安規定、電気主任技術者の届出等確認し、本事業の補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式2）を中央畜産会に提出するものとする。

また、補助金の変更交付申請を行う場合は、変更申請書（様式2）を中央畜産会に提出するものとする。

(2) 補助金の交付決定

中央畜産会は、(1)の申請の提出があったときは、審査の上、実証農家及び道府県畜産協会に補助金の交付決定の通知を行うものとする。

6 補助金の請求及び支払

(1) 実証農家は、補助対象機械装置の導入が完了した場合は、1か月以内に事業完了支払請求書(様式3)を作成し、中央畜産会に提出するものとする。

(2) 中央畜産会は、事業完了支払請求書の提出があった場合は、その内容を確認の上、補助金を支払うとともに、支払額の通知をするものとする。

また、中央畜産会は、補助金の支払額の通知とともに、補助対象機械装置の導入が完了した実証農家に対して、検討委員による現地調査を依頼し、現地の状況等の調査を行うこととする。

7 売電による収益状況の報告と納付

次世代型太陽電池(ペロブスカイト等)のモデル的取組支援において導入した次世代型太陽電池を用いて発電した電気に関して、処分制限期間中は、基本的には、自家消費に限ることとし、FIT等による売電は行わず、災害等場合によっては地域の農林漁業関連施設等で利用することできることとする。

なお、交付の目的を達成し、処分制限期間が終了した次世代型太陽電池については、この限りではない。

やむを得ず、農林漁業関連施設等以外の用途での売電を行ったことにより収益が発生した場合には、実証農家は、売電に関する資料とともに年間の収益の状況を記載した収益状況報告書(様式任意)を、本事業の終了年度の翌年度から起算して4年間、当該報告に係る年度の翌年度の6月30日までに中央畜産会に報告するものとする。

中央畜産会は、理事長に報告し、収益の全部又は一部の金額について、中央畜産会に納付を命じることができるものとする。

8 帳簿等の整備保管等

実証農家は、この事業に係る経理については、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとする。なお、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

様式 1

都道府県名：

令和 年 月 日

公益社団法人中央畜産会会長 殿

所在地

法人名称又は氏名

(法人の場合 代表者名)

令和 8 年度地域の特性を踏まえた効果的な暑熱対策検証事業

(モデル実証事業) 実施計画承認 (変更) 申請書

地域の特性を踏まえた効果的な暑熱対策検証事業 (モデル実証事業) 実施要領 4 の 1 の規定に基づき、関係書類を添えて承認 (変更) 申請します。

1 事業実施対象農家要件

No.	要 件 内 容	チェック	備考
1	乳用牛を飼養し、酪農を営む者を含む農業者 (法人化しているものも含む。)	☐	
2	個人経営及び法人経営にかかわらず、経営者は 60 歳未満であり、かつ概ね 15 歳以上の後継者が確保されていること。	☐	
3	経産牛頭数規模が概ね所在県の平均以上の経営体であること。(補助設定は、おおむね平均規模程度の経営体での実施を想定) (令和○年○月○日現在) 経産牛頭数 実証農家 頭 県平均頭数 頭	☐	
4	酪農生産に係る電気使用量・金額を 3 年間以上整理しており、そのデータの利用が可能と認めること。	☐	
5	本事業は、検証事業であることから、次の項目について検証を行うこと。 ○検証項目 (5 項目) ① 設置個所別発電量、② 風向・風力、③ 日照・照度、 ④ 太陽電池表面温度、⑤ 牛舎内温湿度 注：検証項目の⑤の牛舎内温湿度については、すでに計測している場	☐	

	合は内容を確認の上決定することとなります。		
6	事業実施期間中は、検討委員等の現地調査・報告依頼について実施することを認めること。	☐	
7	その他考慮する要件		
	① 畜産コンサルタントを受けている農家であること、又は収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を整理していること。	☐	
	② 牛群検定参加農家であること	☐	

2 牧場の概要

区 分	記入又は該当する項目に○をつけてください。
牧場の立地住所	
牛舎の構造	木造セミウインドレス・ 鉄骨セミウインドレス・ 木造開放型・ 鉄骨造開放型
屋根の形状	切妻・ モニター・ セミモニター・ オープンリッジ
畜舎設計図の有無	有 ・ 無
屋根材量	金属系材料・ スレート・ 樹脂系波板
搾乳方式	搾乳ロボット方式・ ミルクングパーラー方式・ パイプライン方式
飼養方式	つなぎ方式・ フリーストール方式・ ルーズバン方式
搾乳時間	朝 時 分 (時間)
	夕 時 分 (時間)
機械装置を設置する施設	搾乳牛舎・その他 (記入してください)
その設置する屋根面の方位	東南・東北・西南・西北
現在の高温対策機械器具	

3 酪農生産における消費電力量の推移

(1) 契約している電力会社名

(2) その契約内容（該当する内容にチェックしてください。）

（低圧電力☐（又は高圧電力☐）・従量電灯☐・深夜電力☐）

(3) 電気使用量の推移

（単位：k w h）

月	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考
1月				
2月				
3月				
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
年計				

4 導入希望の機械装置

機械装置の区分	次世代型太陽電池	高温対策機械器具	蓄電器
メーカー名			
型式・規格			
枚数・面積・台数			
導入価格（税込）	円	円	円
備考			

注1 機械装置のカタログ、取扱説明書等の写しを添付してください。

2 導入価格の見積書、設置・整備図面等を添付してください。

5 加入を予定している動産総合保険

保険会社名 _____
 保険の内容 _____
 盗難保険の有無 _____
 天災等に対する補償の範囲 _____

注：保険の内容の確認できる資料を添付してください。

6 資金計画

No.	機械導入に係る資金計画	チェック	備考
1	金融機関等が発行する預金残高証明書	☐	
2	融資証明書	☐	

注 資金計画については、確認できる資料を添付してください。

7 事業実施体制（連絡先）

住所	〒
氏名	(フリガナ)
電話番号	
携帯電話	(日中連絡が取れるように)
E-mail	

補助金及び要望調査に関する確認書

この事業の要望に当たり、関係規程をよく読み内容を理解しました。

特に、次の事項に対し、相違があった場合は、交付決定承認後であっても補助金の一部もしくは全部を受給できなくなり、または補助金の支払後においては補助金の一部もしくは全部を返還することを承諾のうえ、要望します。

- 1 補助金に関する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記載は行いません。
- 2 原則としては、一般競争入札又は3者以上の見積もりによる事業対象機械装置の最低価格を補助対象経費として申請します。
- 3 中央畜産会が事業参加申請を承認する以前に、既に発注等を行った場合は補助金の交付対象とならないことを承諾します。
- 4 補助事業により取得した機械装置を、処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等について中央畜産会の承認を受けます。また、その際、補助金の返還が発生する場合があることを承諾します。

令和 年 月 日
住所
法人名称又は氏名

※処分制限期間：導入した機械装置の耐用年数をいう。

※処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。

※耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和40年3月31日付け大蔵省令第15号）に準ずる。

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会会長 殿

(実証農家)
所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

令和 8 年度地域の特性を踏まえた効果的な暑熱対策検証事業
(モデル実証事業) 補助金交付申請書

地域の特性を踏まえた効果的な暑熱対策検証事業（モデル実証事業）を下記のとおり実施したいので、地域の特性を踏まえた効果的な暑熱対策検証事業（モデル実証事業）実施要領 5 の（１）の規定に基づき、 円の交付を申請する。

記

1 事業対象機械装置の概要

No.	補助対象 機械装置名		法定 耐用年	型式 (規格・規模)	製造 メーカー名	販売 業者名	数量
	次世代型太陽電池						
	高温対策機器具						
	蓄電池						
No.	機械導入価格 (税抜) A	消費税 B			計 A + B	補助率	補助金額 A - C × 補助率
計							

2 対象者の概要（令和 年 月 日時点）

（1）飼養状況

経産牛

頭

3 申請機械装置の設置場所

--

4 添付資料

（1）申請する事業対象機械装置の一般競争入札の場合は入札結果を証する書面及び見積書（写し）、見積もり合わせの場合は三者以上の見積書（写し）

（計画焼成申請時と変わらない場合は添付不要）

（2）事業対象機械装置のカタログ（計画焼成申請時と変わらない場合は添付不要）

（3）販売事業者との購入等契約書（案）又は申込書（写し）

（4）その他必要な書類

公益社団法人中央畜産会会長 殿

(実証農家)
所在地
法人名称又は氏名
(法人の場合 代表者名)

令和 8 年度地域の特性を踏まえた効果的な暑熱対策検証事業
(モデル実証事業) 事業完了支払請求書

令和 年度において、令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、令和 8 年度地域の特性を踏まえた効果的な暑熱対策検証事 (モデル実証事業) 実施要領 6 の (1) の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

1 請求内容・金額

対象機械装置名 又は施設整備の内容	数量・ 台数	事業費	負担区分		備考
			補助金	その他	
次世代型太陽電池					
高温対策機器具					
蓄電池					
計					

2 添付資料

- ① 機械・施設の配置図、設計図及び機械・施設の平面図・立面図
- ② 対象機械装置等に係る購入に係る購入契約書 (写し)
- ③ 対象機械装置等に係る購入に係る納入書 (写し) 及び請求書 (写し)
- ④ 納入当日に撮影した機械装置の全景写真
- ⑤ 設計書に基づく機械・施設の導入・整備であることがわかる写真
- ⑥ 動産総合保険の契約書 (写し)

- ⑦ 本実施要領 3 の（4）の④の「事業名等の表示」が確認できる写真
- ⑧ その他必要な資料

3 請求額 金 円

振込先金融機関名

支店名

預金の種別

口座番号

預金の名義

注 振込先・口座番号等の確認のため、通帳の写しを添付してください。